

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第204号），同年7月26日（同第478号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第634号及び同第639号）

事件名：「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）の経過概要及び所見について（報告）」の一部開示決定に関する件
「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）の経過概要及び所見について（報告）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本訓練に係る成果等」（出典：2014.8.25－本本B735）に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）の経過概要及び所見について（報告）（掃群（作）第246号。26.6.9）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月9日付け防官文第19404号及び平成28年5月16日付け防官文第9693号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」及び「原処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 不服申立ての理由

不服申立人の主張する不服申立ての理由は，各不服申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録についても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として，本件対象文書を特定した。

なお、本件開示請求書には、「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書（主に訓練計画）の全て。
* 電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求める別件開示請求（2014.8.25一本本B735）に対して一部開示決定された「平成26年度国内における統合訓練（実動訓練）に関する統合幕僚長指示（統合幕僚長指示第13号。26.4.21）」の一部が添付されており、本件開示請求は、同文書において報告するものとされている「本訓練に係る成果等」に該当する行政文書を求めるものであると判断した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年12月9日付け防官文第19404号により、本件対象文書のかがみについて法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った後、平成28年5月16日付け防官文第9693号により、残余の部分について同号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件各不服申立ては、原処分1及び原処分2に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、「写送付先」の一部については参加部隊の細部に関する情報であり、また、4頁ないし37頁については水陸両用作戦訓練の細部に関する情報であり、これらを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を管理している海上幕僚監部では、本件対象文書を従来より紙で管理している。また、本件対象文書を作成した海上自衛隊掃海隊群司令部では、電磁的記録により本件対象文書の原稿データを作成したが、当該データは紙媒体を印刷した後に削除したため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

さらに、原処分に当たって確実を期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、その上、本件不服申立てを受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

4 不服申立人の主張について

- (1) 不服申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、

その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (2) 不服申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求めるが、上記3のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 以上のことから、不服申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第204号及び同第478号を併合の上、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ①平成28年3月3日 | 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第204号） |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③同月17日 | 審議（同上） |
| ④同年7月26日 | 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第478号） |
| ⑤同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥同年9月1日 | 審議（同上） |
| ⑦同年12月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧平成29年1月11日 | 平成28年（行情）諮問第204号及び同第478号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、不服申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書には、全頁にわたり内容が機微であることを示す「秘」の表示がされ、現に自衛隊の運用に関わる機微な内容が記載されていることが認められるので、情報保全の観点等から、本件対象文書の原稿である電磁的記録については紙媒体の印刷後に削除したとする諮問庁の上記第3の3の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

(2) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、平成26年度に実施された自衛隊の統合訓練（実動訓練）の参加部隊の細部及び水陸両用作戦の細部に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、水陸両用作戦における作戦の内容及び能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子